



御殿場市宿泊税制度（素案）

御殿場市新規観光振興財源導入等庁内検討委員会



目 次

1	新たな観光振興財源の導入に向けて	1	7	課税対象要件	1 2
2	本市の現状	2	(1)	検討対象となる課税要件	1 2
(1)	人口推計	2	(2)	対象施設・課税客体・納税義務者等	1 3
(2)	市税収入額の推移	2	(3)	税率・税額・免税点	1 4
(3)	観光交流客数・宿泊客数の推移	3	(4)	課税免除	1 7
(4)	観光費決算額の推移	3	(5)	申告納入期限	1 9
3	財源の検討	4	(6)	財源の検討	2 0
(1)	自主財源確保手段	4	(7)	特別徴収義務者交付金・システム整備補助金	2 1
(2)	課税自主権	5	8	入湯税との関係	2 3
(3)	課税対象行為	6	9	協議調整内容の取りまとめ	2 5
4	宿泊税導入に当たっての論点整理	7	1 0	コスト試算	2 6
5	宿泊税の導入目的	8	1 1	今後のスケジュール	2 6
6	宿泊税の用途に関する基本的な方向性	9	1 2	新規観光振興財源導入等庁内検討委員会委員	2 7

1 新たな観光振興財源の導入に向けて

【観光振興の重要性】

全国的な傾向と同様、本市においても人口減少や少子高齢化の進展に伴い、消費や企業の生産、設備投資の減少等による地域経済の縮小が懸念されている。この様な中、**交流人口の増加や消費の拡大等により地域経済に大きな波及効果をもたらす、特色ある観光振興の重要性が一層高まっている**。また、観光振興には、地域の知名度・魅力向上等による**関係人口の増加や将来的な移住への繋がりも期待できる**。本市は、交通の要衝にあり首都圏にも近く、有名観光地に近接しているという地理的優位性に加え、集客力の高い施設や富士山を始め多様な観光資源を有するといった強みがあり、**観光振興の必要性や得られる効果は特に大きいと言える**。



【財源確保の必要性】

将来に渡って市税収入の減少が見込まれる一方で、社会保障関係費などの義務的経費の増加により将来への投資や政策的経費が圧迫されることが想定される。市の持続的な発展を見据え、これまで以上に**観光振興の取組を重点的かつ継続的に展開していくためには、従来の財源には頼らない、新たな安定的な財源確保が必要となる**。



【地域経済の好循環】

安定的な財源を確保したうえでの**更なる観光振興施策の展開は**、本市の魅力向上、新たなサービスの提供等の創出に繋がる。このことが観光交流客、宿泊客の増加による観光消費の増加、雇用の増大を生み出し、ひいては本市に税収増をもたらす。この財源を観光振興施策等に再投資するという持続的な地域経済の好循環が期待できる。

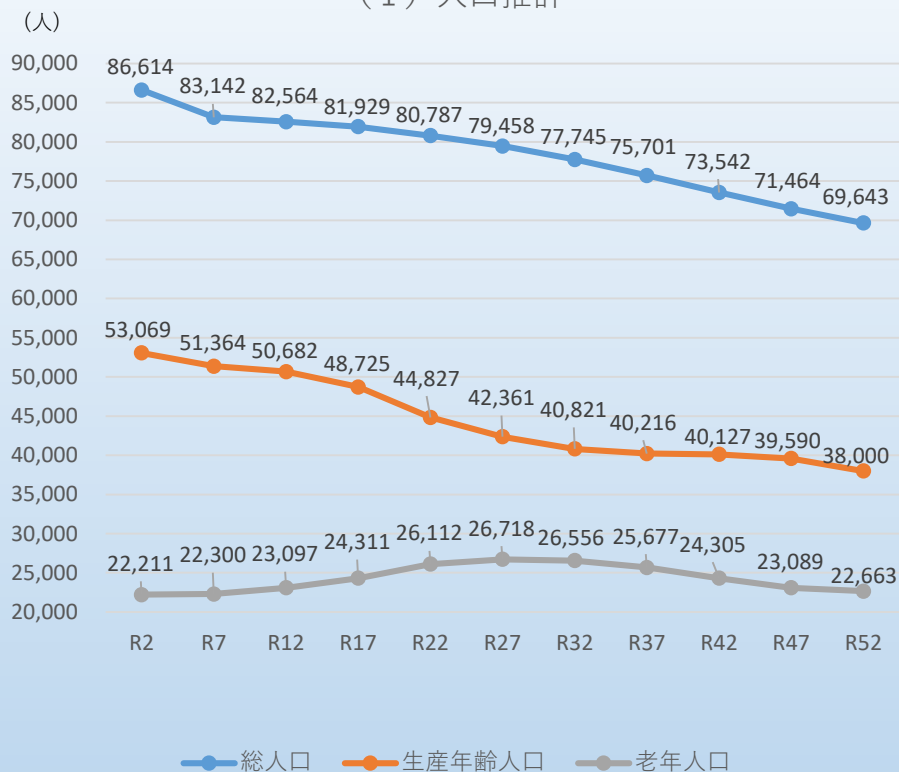


【新規観光振興財源の検討】

以上のことを受け、御殿場市新規観光振興財源導入等庁内検討委員会を設置し、更なる観光振興推進の財源確保のため、①自主財源の確保手段、②課税自主権、③課税対象行為 等について検討した結果、**宿泊税を導入することが適当である**との結論に達した。この外、宿泊税の使途や入湯税との関係整理、課税要件や宿泊事業者に対する助成制度等、宿泊税の導入に際し必要となる各種事項について検討を進め、一定の方向性を得た。**本素案は検討委員会での協議・調整内容を取りまとめたもの**となっているが、**今後、有識者や宿泊事業者等で組織する検討委員会を立ち上げ**、様々なご意見を伺いながら議論を深め、**早期の宿泊税導入を目指す**。

2 本市の現状

(1) 人口推計



出典：御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和8年3月改訂）

本市の総人口は、平成24年の90,249人をピークに減少に転じており、将来的にも減少していくものと想定される。生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向が続くが、老年人口（65歳以上）は当面増加するものと考えられる。今後、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、老年人口の増加に伴う社会保障関係費の増加等が想定される。これらのことから、移住・定住促進、魅力ある雇用・就労の場の創出、子育てしやすい環境の充実を図るなど、人口減少の抑制を図る取組を推進していく必要がある。

(2) 市税収入額の推移（R7・R8は当初予算
R11以降は財政計画）

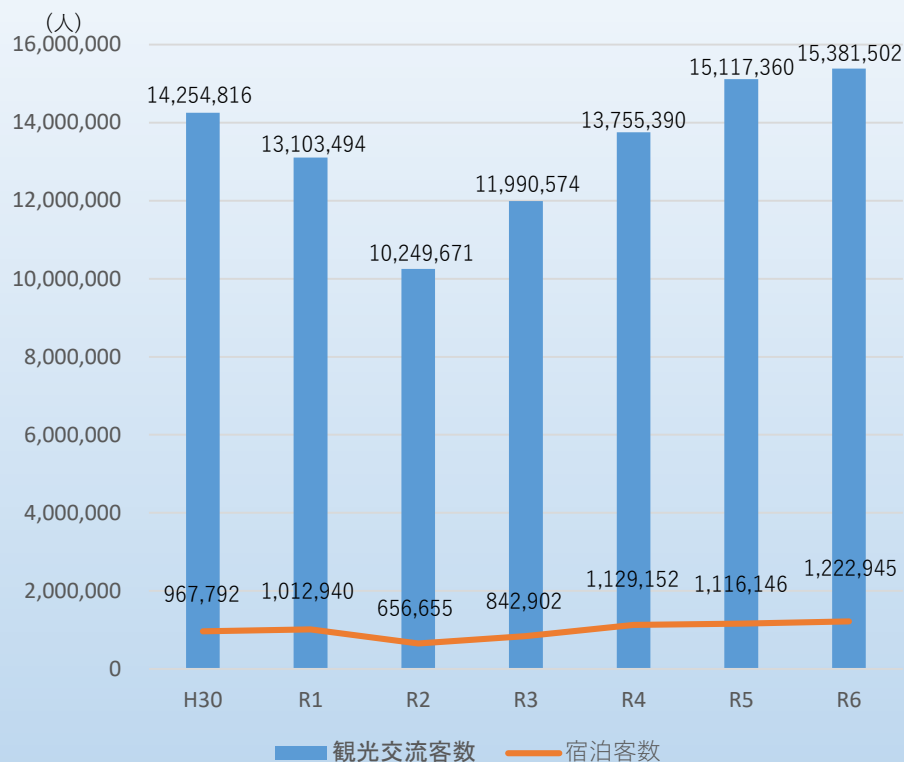


出典：御殿場市決算書・予算書、御殿場市財政計画

近年、本市の市税収入は、概ね160億円超で推移し、そのうち個人市民税は概ね55億円超で推移している。今後の市税収入額については、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減収傾向が見込まれるほか、継続的な物価上昇や海外の社会経済情勢等を始めとした景気を下押しするリスクなどに起因し、市税収入全体が減収となる可能性が懸念される。

本市は普通交付税の不交付団体であり、市税を始めとした自主財源の確保は、危機感を持って取り組むべき重要な課題である。

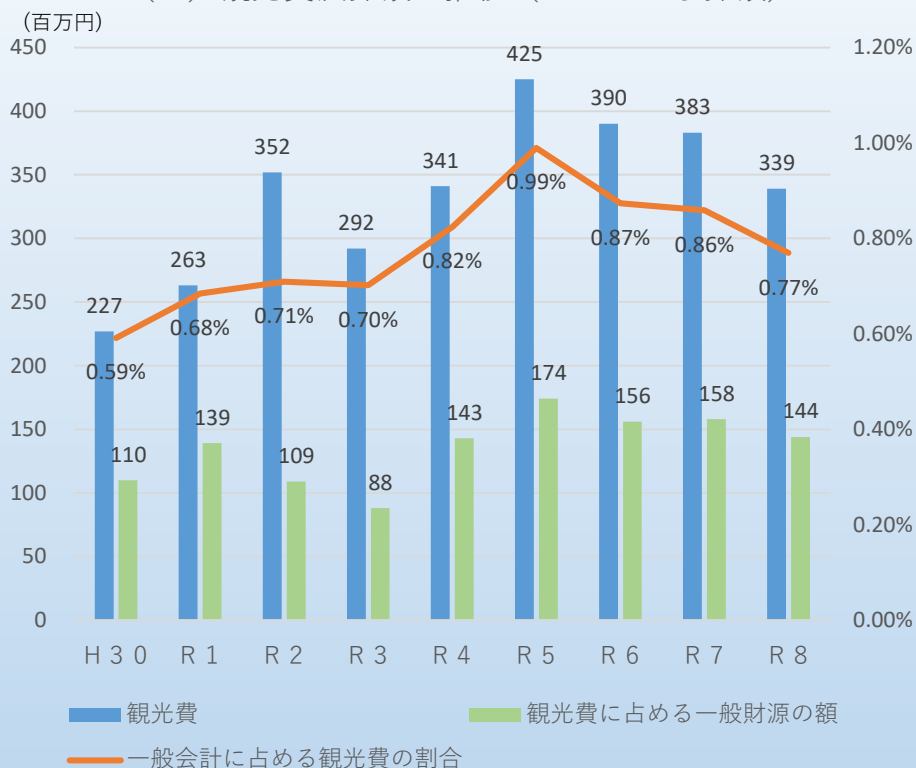
(3) 観光交流客数・宿泊客数の推移



出典：御殿場市観光戦略プラン（計画期間：令和8年度～令和12年度）

本市の観光交流客数、宿泊客数はコロナ禍後大きく回復し、令和6年度の観光交流客数は153.8万人余、宿泊客数は12.2万人余となるなど、多くの観光客が訪れる観光都市へと成長した。今後も、令和8年8月に開館する「富士山木のおもちゃ美術館」や整備中の（仮称）富士山の恵み産業パークの集客効果、また、ここ数年の複数の大型宿泊施設開業の影響などから、観光交流客数、宿泊者数の増加が見込まれる。なお、令和6年度の観光客直接消費総額を約4,800億円、経済波及効果を約6,700億円と試算。

(4) 観光費決算額の推移（R7・R8は予算額）



出典：御殿場市決算書・御殿場市予算書

本市の観光費は、概ね3億円～4億円、一般会計に占める割合は1%以下で推移し、額、割合ともに、近接する有名観光地と比べて下回っている状況にある。

持続可能な観光地づくりに向けて、地域の魅力を高め、更なる観光振興を図る新たな施策等を継続的に展開していくため、これらの財政需要に適切に対応する安定的かつ持続的な財源を確保する必要がある。また、観光を経済成長のエンジンとし、地域経済の活性化や雇用の場の確保に繋げていくことが重要となる。

3 財源の検討

「法定外税の創設に当たっては、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましい（H15.11.11総務省自治税務局長通知）」ことから、新規観光振興財源の導入に当たり、先行導入自治体と同様、①税以外の財源確保手段の有無、②課税自主権、③課税対象行為 の3つの観点から検討を行った。

(1) 自主財源確保手段

観光振興を目的とした新規自主財源は、①受益者から資金を集める分担金・負担金、②使用料・手数料、③任意で集める協力金・寄附金、④地方税に大別される。これを、①安定性・継続性（中長期的に継続して実施ができる安定的財源）、②受益と負担（観光振興を目的とした財源）、③財源規模（各種観光施策の推進に必要となる規模）の3つの視点から検討した。

手 段	安定性・継続性	受益と負担	財源規模
分担金・負担金	特定の事業に係るため、安定的だが継続的な確保は困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要あり	受益者を個別に特定する必要があるため、規模は限定的
使用料・手数料	安定的・継続的な確保が可能		施設利用者等からの収入となるため、規模は限定的
協力金・寄附金	協力や善意に基づくため、安定的・継続的な確保は困難	協力や善意に基づくため、受益者＝負担者とはならない	対象者の設定等により規模の確保は可能
地 方 税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を設定し負担を求めることが可能	対象者の設定等により規模の確保は可能

更なる観光振興を目的とした自主財源は「**地方税**」が適当である。

(2) 課税自主権

課税自主権とは、地方団体が地方税の税目や税率設定等について自主的に決定し課税することであり、税目、税率設定等について法定されている。観光振興を目的とした課税自主権を活用した自主財源について、(1)と同様の3つの視点から検討した。

種 類		安定性・継続性	受益と負担	財政規模
法定外税	法定外普通税	安定的・継続的な確保が可能	受益と負担の関係が不明確	一般財源化され、特定の財政需要を満たすことが困難 規模の確保は可能
	法定外目的税	安定的・継続的な確保が可能	受益と負担の関係が明確	目的とする財政需要に応じた制度設計が可能 規模の確保は可能
超過課税(入湯税)		安定的・継続的な確保が可能	受益と負担の関係が明確	納税義務者が入湯客(宿泊)に限られるため、規模の確保は困難

※本市の入湯税率は150円（標準課税）、日帰り入浴者や12歳以下の者等を課税免除としている。

参考：入湯税超過課税試算（令和6年度）

税 率	課税入湯客数	税 額
150円（標準課税）	274,495人	41,174,250円
300円（超過課税）		82,348,500円

新規財源の導入は更なる観光振興が目的であることから、地方税の原則の一つである「**応益負担**」の観点から「**目的税**」とすることが**整合的**であり、課税自主権を活用した自主財源は、**規模の確保が可能**な「**法定外目的税**」が適当である。

※ 応益負担…受益に応じた負担。市が行う観光施策や観光資源等を利用する受益者に対し一定の負担を求めるもの。

(3) 課税対象行為

法定外目的税の課税対象行為としては、①入域、②訪問、③交通、④駐車、⑤飲食、⑥土産、⑦宿泊が想定される。これらを、①行為把握の容易性、②行政（徴収）コストの2つの視点から検討した。

手 法	課税対象行為	行為把握の容易性	行政（徴収）コスト
入 域	御殿場市への入域	入域方法が多岐に渡ることから把握は不可能 帰省行為との区別不可能	莫大なコストがかかる
訪 問	特定観光施設への訪問	把握が困難な施設が存在する	他の手法と比較するとコストは少ない
交 通	交通機関(鉄道・バス・タクシー等)の利用	行為者の把握が困難 関係する業態が多数存在し把握が困難 市民の日常行動との区別が困難	関係する事業者が多数存在し多額のコストがかかる
駐 車	駐車場の利用		
飲 食	飲食店等における飲食		
土 産	土産店等における土産品購入		
宿 泊	ホテル・旅館等における宿泊	旅館業法等により宿泊施設（宿泊者）の把握が可能	他の手法と比較するとコストは少ない

課税対象とする行為は「**宿泊**」が適当である。

《検討結果》

更なる観光振興を目的とした新規自主財源は、法定外目的税としての「**宿泊税**」が適当である。

4 宿泊税導入に当たっての論点整理

地方自治体が法定外目的税を新設する場合は、地方税法第731条第2項の規定に基づき総務大臣の同意を得なければならず、総務大臣は、法定外目的税の新設又は変更の協議の申し出があった場合は、同法第733条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく超過となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な損害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討に際し、次のとおり、国から留意事項（H15.11.11総務省自治税務局長通知）が示されている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に関する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抜粋）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税については、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、**税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。**

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、**税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。**
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、**その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。**
- (3) **法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。**
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、**納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。～略～。**

以上のことを踏まえ、「宿泊税の導入目的」、「宿泊税の使途」、「宿泊税の課税要件」等について検討を進めた。

5 宿泊税の導入目的

本市の宿泊税導入の背景は、「更なる観光振興への取組を重点的かつ継続的に展開していくための財政需要に対応する」というものであることを踏まえ、先行導入自治体の例を参考に、本市の宿泊税導入目的を設定した。

自治体名	導入目的
金沢市 (H31.4)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
倶知安町 (R1.1)	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、 観光の振興を図る施策に要する費用及び第11条の2第1項に規定する納入に要する費用に充てる ため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
熱海市 (R7.4)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する 持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
松江市 (R7.12)	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、 将来に渡って持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てる ため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
熊本市 (R8.7)	観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
東京都 (H14.10)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。
大阪府 (H29.1)	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。
福岡県 (R2.4)	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。
広島県 (R8.4)	地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。
長野県 (R8.6)	世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の 観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。

◀ 検討結果 ▶

宿泊税導入の背景や使途の明確化といった観点から、本市の宿泊税導入目的を次のとおり設定した。

「市は、持続可能な観光地として発展していくことを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の快適な滞在環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。」

6 宿泊税の使途に関する基本的な方向性

本市の宿泊税導入目的は、「持続可能な観光地として発展していくことを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の快適な滞在環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」である。また、更なる観光振興のための財源を法定外目的税である宿泊税に求めた経緯には、地方税の原則の一つである「応益負担」が整合的であるという点にある。これらのことを踏まえ、先行導入自治体の考え方を参考に、使途に関する基本的な方向性を次のとおり整理した。

自治体名	使途の考え方
金沢市 (H31.4)	・金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策で、新規または拡充するものに限る。
倶知安町 (R1.1)	・宿泊税によって得られた税収は、観光客満足度の底上げと再び倶知安を訪れていただくため、観光客の増加に伴う課題解決のために使用する。
熱海市 (R7.4)	・宿泊税の使途は、宿泊客の増加・観光消費拡大に資する事業に限定し、内容を公開する。
松江市 (R7.12)	・観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業への充当を基本とし、来訪客の満足度や利便性向上に繋がる受入環境・サービスの質的向上を図る。 ・宿泊税の充当事業は、観光戦略プランの「主要事業」に掲げる新規事業や既存事業の拡充部分、又はそれらの効果的な継続に資する事業に充当する。
熊本市 (R8.7)	・熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当することが望ましい。 ・使途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当することが望ましい。 ・定量的な指標を用いるなど、事業の効果を十分に検証する方法を取り入れる必要がある。

自治体名	使途の考え方
東京都 (H14.10)	・ 全額を観光振興施策の費用に充てる。
大阪府 (H29.1)	・ 「観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進」、「魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進」に活用する。 ・ 活用にあたっては、「都市の魅力を高めるとともに、文化や歴史、自然、スポーツなどの資源を活かした観光振興を図る施策に要する費用に充当する」という趣旨・考え方を踏まえ進める。
福岡県 (R2.4)	・ 観光振興という特定の目的の実現のために課す「法定外目的税」であることを踏まえ、具体的には、第2次福岡県観光振興指針の考え方に沿って充当する。 ・ 新たな財源確保策として導入されたものであることを踏まえ、新たな施策、既存施策の拡充に充当する。
広島県 (R8.4)	・ 更なる観光需要に対応するために必要となるため、原則、新規事業及び拡充事業に充当する。 ・ 施策効果を十分に検証し、スクラップ＆ビルドによる事業や財源見直しを継続的に行う。
長野県 (R8.6)	・ 新規・拡充の取組 ※ 拡充の場合は、これまでの取組に価値向上を説明ができることが条件（施設・道路等の単なる維持改修や単なる支援額（補助割合等）の増は充当対象外）
松本市	宿泊税の使途はインフラ整備ではなくソフト事業に使われることが好ましい。二次交通の例だと、決済の電子化や輸送車両の増便に充てることは良いが、ハード的な充実：道路の舗装や拡幅工事には充てるべきでないと考えている。地域住民のイベントであっても、観光客に開かれ参加可能で、宿泊客を呼び込むことにつながるなら充当可能であろう。（令和7年2月21日：総務省自治税務局企画課から松本市に対する助言）

＜検討結果＞

宿泊税の使途は、宿泊者、宿泊事業者、市民に理解が得られるものでなければならないことを踏まえ、次の方向性に基づき事業に充当する。なお、総務省から松本市に対する助言は特に留意する。

1 御殿場市観光戦略プランの基本戦略に基づく事業に充当する。

御殿場市観光戦略プランは、本市観光の持続的な発展、経済の活性化を目的として策定された中長期的な観光振興ビジョンであり、現下の課題を踏まえて策定された基本戦略は、御殿場市観光懇話会等で評価検証される。このことから、御殿場市観光戦略プランの基本戦略に基づく事業への充当が宿泊税の導入目的と整合する。

2 使途を明確化し、原則、新規事業及び拡充事業に充当する。

宿泊税は、更なる観光振興に対応するために導入するものであり、新規事業及び既存事業の拡充に充当することを原則とする必要がある。また、充当事業は、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策でなければならない。

誘客の核となる魅力づくり

- 1 観光施設の整備と磨き上げの促進
 - (1) 誘客拠点となりえる施設の連携強化
 - (2) 新たな観光施設等の整備・誘致促進
- 2 目的型観光の推進
 - (1) 富士山ツーリズムの確立
 - (2) スポーツ関連の誘客拡大受入整備
- 3 物産・グルメ開発と流通の強化
 - (1) ご当地グルメ等の開発と訴求強化
 - (2) 販路拡大
- 4 イベント開催を通じた観光誘客
 - (1) 既存イベントの充実
 - (2) 民間イベントの誘致

市内外の周遊促進

- 1 広域観光ルートの整備及び波及効果
 - (1) 市内を巡るモデルルート構築
 - (2) 御殿場駅と周辺の魅力強化
 - (3) 近隣・観光協定自治体との連携促進
- 2 市内の移動手段の利便性向上
 - (1) 車での域内周遊を促す整備の促進
 - (2) 新たな交通手段の導入検討
 - (3) インバウンド向けサービス導入検討

戦略的なブランディング・プロモーションの強化

- 1 マーケティング体制の強化
 - (1) 恒常的なマーケティングの推進
 - (2) データ共有体制構築と仕組みづくり
- 2 ブランディング・プロモーション強化
 - (1) 独自性を備えたブランディング推進
 - (2) SNS等による発信・双方向交流
- 3 国外に向けた情報発信
 - (1) 広域誘客組織等との連携
 - (2) 国外向けプロモーションツール作成
- 4 近隣住民向け各種情報発信等の強化
 - (1) 市民・近隣住民向けイベントの実施
 - (2) 観光活動に参加できる機会づくり

国際基準の受入環境強化

- 1 キャッシュレス決済、通信環境の充実
 - (1) キャッシュレス決済の導入支援
 - (2) 観光施設等における通信環境の充実
- 2 ユニバーサルな受入環境整備
 - (1) ユニバーサルツーリズム推進支援
 - (2) 多言語化推進支援

観光推進組織や民間事業者の基盤強化・連携推進

- 1 観光推進組織の強化
 - (1) 観光協会の基盤強化
 - (2) ガイド団体等の民間組織支援
- 2 人材育成及び教育機関との連携
 - (1) 観光に関わる人材の育成
 - (2) 学校教育と観光現場との連携促進
- 3 プレイヤーの相互連携
 - (1) 観光関連事業者同士の連携推進
 - (2) 官民連携イベント等の実施

持続可能な観光地づくり

- 1 観光地における危機管理体制の強化
 - (1) 自然災害時の対応マニュアル等の整備
 - (2) 危機管理体制強化に向けた支援
- 2 環境と文化の維持継承
 - (1) 富士山のある景観と資源の保全
 - (2) 文化財等の保存継承・観光活用
- 3 地域経済の持続性確保に向けた取組
 - (1) 観光関連産業への就業促進と雇用確保
 - (2) 地域への経済効果還元

＜検討結果＞

具体的な充当事業については、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる事業とし、総務省との事前協議や御殿場市新規観光振興財源検討委員会での議論を通じて結論を得るものとする。また、事業経費（概算事業費）については、その際改めて試算する。なお、後述する「特別徴収義務者交付金」を交付する場合、その財源が宿泊税となることに留意する。

(1) 検討対象となる課税要件

項 目	内 容
課税目的	制度の導入目的に同じ
対象施設・課税客体	課税対象となる施設・課税対象となる行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的数値
納税義務者	税を納める義務を課せられる者
特別徴収義務者	納税義務者が納める税を徴収し納入する者
徴収方法	特別徴収若しくは普通徴収の2択
税率・税額	税金の額・・・定率制・一律定額制・段階的定額制から選択し設定
免税点	一定の要件に満たない場合に税を課することができないとする金額
課税免除	不均一課税（公益上その他の事由があるときに課税しない要件を設定できる）の検討
申告納入期限	納付すべき税情報の申告と税の納入期限の設定
制度の見直し	総務省自治税務局長通知（H15.11.11発出）を踏まえ、制度の見直し期間を設ける必要がある
特別徴収義務者交付金	宿泊税の申告納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金
システム整備補助金	宿泊税導入に伴うシステム改修費用等を支援するための補助金

(2) 対象施設・課税客体・納税義務者等

課税の公平性を念頭に、先行導入自治体の例を参考として、対象施設、課税客体、納税義務者等を検討した。

区 分	東京都	大阪府	福岡県	広島県	長野県	金沢市	倶知安町	熱海市	松江市	熊本市
対象施設	旅館・ホテル	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊（特区）		旅館・ホテル・簡易宿所・民泊						
課税客体	対象施設への宿泊行為									
課税標準	対象施設への宿泊数									
納税義務者	対象施設の宿泊者									
徴収方法	特 別 徴 収									
特別徴収義務者	対象施設の経営者（宿泊事業者）									

- ※ 旅館業法における旅館業・・・旅館・ホテル・簡易宿所・下宿
- ※ 簡易宿所・・・宿泊場所や設備を多人数で共用する形態の施設（民宿・ユースホステル・山小屋など）
- ※ 下 宿・・・ほぼすべての先行導入自治体において対象施設から除外されている。
- ※ 民 泊・・・住宅宿泊事業法に基づく住宅の全部または一部を「宿泊料を受けて旅行者等に宿泊させる」事業（年間１８０日以内）、及び簡易宿所（日数制限なし）
- ※ 特区民泊・・・国家戦略特別法に基づく国家戦略特別区域内で認められる民泊。本市域は指定外。

≪ 検討結果 ≫

課税の公平性を担保するためには課税対象行為の確実な捕捉が必要となることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設を対象とする。また、宿泊者から宿泊税を直接徴収することは実務上極めて困難であることから、徴収方法は、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法によるものとする。

対象施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所（下宿営業は除く）、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
課税客体／課税標準	対象施設への宿泊行為／対象施設への宿泊数
納税義務者	対象施設への宿泊者
徴収方法／特別徴収義務者	特別徴収／対象施設の経営者（宿泊事業者）

【参考】市内対象宿泊施設数（R7.11）	
○旅館・ホテル	6 1 軒
○簡易宿所	4 2 軒（市営 2 軒）
○民泊	1 5 軒
○計	1 1 8 軒（市営 2 軒）

(3) 税率・税額・免税点

税率、税額の設定方法は、一律定額制・段階的定額制・定率制の3つに分類できる。これらを、宿泊客や事業者の負担、公平性、税収額、先行導入自治体の例等の観点から検討した。

◇定額制と定率制の特徴

区 分	一律定額制	段階的定額制	定率制
制 度	宿泊料金に一定の額を課税	宿泊料金の価格帯に応じた一定額を課税	宿泊料金に一定の率を課税
宿泊客の負担	宿泊料が低価格の場合は負担が重く、高価格の場合は負担が軽くなる	一律定額制よりも宿泊料（宿泊客の負担能力）に応じた税負担となる	宿泊料（宿泊客の負担能力）に応じた税負担となる
公平性	垂直的公平性を有しない	価格帯の設定方法により一定程度の垂直的公平性を有する	垂直的公平性を有する
事業者の負担	税額が一律であり、税額計算等に対する事業者負担は軽減される	一律定額制よりも事業者負担が大きくなる	税額が一律ではなく、税額計算等に対する事業者負担が大きい
税収額	宿泊単価の大小は影響しない 宿泊者数の増減が影響する 税収額は他と比して少ない	宿泊単価の大小は価格帯の設定方法による影響がある 宿泊者数の増減が影響する 税収額は中程度となる	宿泊単価の大小が影響する 宿泊者数の増減が影響する 税種額は他と比して大きい
先行導入事例	福岡県、広島県、長野県、熱海市、松江市、熊本市 等	東京都、大阪府、北海道、京都市、金沢市、高山市 等	倶知安町
その他		価格帯区分の境界付近の宿泊料金設定に影響を及ぼす恐れがある	

※ 公平性…税の3大原則「公平・中立・簡素」のうちのひとつ。「公平」には、①担税力（経済的な負担能力）のある人に大きな負担を求める「垂直的公平性」（応能負担）、②担税力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平性」がある。

◇先行導入自治体における税率・税額・免税点の例

区 分	東京都	大阪府	福岡県	広島県	長野県
制 度	段階的定額制	段階的定額制	定額制	定額制	定額制
税率・税額	① 1万円以上 1万5千円未満 ◇ 1 0 0 円	① 5千円以上 1万5千円未満 ◇ 2 0 0 円	◇ 2 0 0 円 ※福岡市・北九州市 のみ 5 0 円	◇ 2 0 0 円	◇ 3 0 0 円 ※制度開始 3 年間は 2 0 0 円
	② 1万5千円以上 ◇ 2 0 0 円	② 1万5千円以上 2万円未満 ◇ 4 0 0 円			
	※定率制への移行を 検討中	③ 2万円以上 ◇ 5 0 0 円			
免税点	1 万円	5 千円	無し	6 千円	6 千円
5 千円未満	非課税	非課税	2 0 0 円	非課税	非課税
5 千円以上 6 千円未満	非課税	2 0 0 円	2 0 0 円	非課税	非課税
6 千円以上 1 万円未満	非課税	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円 (2 0 0 円)
1 万円以上 1 万 5 千円未満	1 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円 (2 0 0 円)
1 万 5 千円以上 2 万円未満	2 0 0 円	4 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円 (2 0 0 円)
2 万円以上	2 0 0 円	5 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円 (2 0 0 円)

◇先行導入自治体における税率・税額・免税点の例

区 分	金沢市	倶知安町	熱海市	松江市	熊本市
制 度	段階的定額制	定率制	定額制	定額制	定額制
税率・税額	①5千円以上 2万円未満 ◇200円	◇2% ※3%－道税額 (R8.4～)	◇200円	◇200円	◇200円
	②2万円以上 ◇500円				
免税点	5千円	無し	無し	5千円	無し
5千円未満	非課税	5千円→100円 (150円－道税額)	200円	非課税	200円
5千円以上 2万円未満	200円	1万円→200円 (300円－道税額)	200円	200円	200円
2万円以上	500円	2万円→400円 (400円－道税額)	200円	200円	200円

≪検討結果≫

1 税率・税額

- (1) 税収の規模は事業規模（用途）に見合ったものとしなければならない。
- (2) 宿泊事業者の負担や処理体制等への配慮（簡素化）が必要である。
- (3) 適正な申告・納入が可能な制度とする。
- (4) 宿泊者の経済的負担能力（垂直的公平性・応能負担）への考慮が必要。

2 免税点

- (1) 税の公平性の観点から、全ての宿泊者に広く負担を求めることが望ましい。
- (2) 誘客への影響、宿泊者の属性、宿泊単価のボリュームゾーン等を考慮する必要がある。

税率・税額、免税点の設定
については、有識者の知見や事
業者・宿泊者アンケート等によ
る意見を十分に踏まえる必要
があることから、御殿場市
新たな観光振興財源検討委員
会での議論を通じて結論を得
るものとする。

(4) 課税免除

特定の宿泊行為に対する税負担の免除については、先行導入自治体によって対応が異なっていることから、先行導入事例を踏まえ、宿泊客や宿泊事業者の負担、公平性、税収額の観点等を考慮し検討した。

区 分	制度の有 無	内 容
大阪府	有り	次の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 高等専修学校、保育所、幼保連携型認定こども園等
広島県	有り	①学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事に参加しているもの ②学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事の引率者
長野県	有り	①学校教育法第1条に規定する学校の幼児、生徒若しくは又は学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の教育活動又は研究活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合の当該宿泊 ②次に掲げる施設の満3歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合の当該宿泊 ③教育上の必要その他の特別に事情により必要なものとして規則で定める宿泊
倶知安町	有り	①学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、修学旅行などの学校行事（教育課程の一環）に参加する者（引率者を含む） ②保育所等（保育園・保育所・子ども園・家庭的保育事業施設・小規模保育事業施設・居所訪問型保育事業施設・事業所内保育事業施設・許可外保育施設）が主催する行事に参加する満3歳以上の幼児（引率者を含む）
熱海市	有り	①年齢12歳未満の者（小学生以下の者） ②学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、修学旅行などの学校行事（教育課程の一環）に参加する者（引率者を含む） ③市長が災害などにより避難が必要と認めた者 ④その他公益上市長が特に必要と認める者
松江市	有り	①学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊するもの ②修学旅行その他の規則で定める学校行事により宿泊する引率者

※ 東京都、福岡県、金沢市、熊本市は制度無し。
 ※ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、全ての先行導入自治体において、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課していない。

≪ 検討結果 ≫

- 1 課税免除制度を設けていない自治体は、税の公平性と学校行事（公益性）を比較検討したうえで、税負担の公平性確保を優先事項としている。
- 2 スポーツ合宿等に対する課税免除の可否を検討する必要がある。
- 3 宿泊者の属性（年齢、観光・観光以外など）を確認する必要がある。
- 4 課税免除制度を設けた場合の税収への影響を試算する必要がある。
- 5 課税免除制度導入の有無は、税率や免税点の設定と併せて検討しなければならない。
- 6 入湯税課税免除要件との整合性保持等について検討する。
- 7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、先行導入自治体と同様に、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないものとする。
- 8 災害時減免等の考え方は別途整理する。

有識者の知見や、事業者・宿泊者アンケート等による意見を十分に踏まえたうえで、税率や免税点の設定と併せて検討する必要があることから、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会での議論を通じて結論を得るものとする。